

一般廃棄物収集運搬業許可証

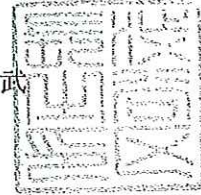
住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1
氏名 高嶺清掃 株式会社
代表取締役 関川 泰子
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例第65条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成21年4月1日

渋谷区長 桑原 敏武

記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所
- 4 作業場所 渋谷区の区域内
- 5 許可期間 平成21年4月1日 から
平成28年3月31日 まで
- 6 許可の条件
作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

この処分不服のある場合は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に区長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過すると原則として異議申立てをすることができなくなります。

この処分の取消しを求める訴えは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として提起しなければなりません。

なお、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると原則として訴えを提起できなくなります。

ただし、異議申立てをした場合は、異議申立てに係る決定の通知を受けた日の翌日又は異議申立てに係る決定があつた日の翌日から起算します。